

免許取得助成事業要綱

(公社)大分県トラック協会

〔目的〕

第1条 この要綱は、(公社)大分県トラック協会(以下「県ト協」という。)が、トラック産業の安定した輸送を維持するため、トラックドライバーの自動車運転免許の資格取得を促進することにより、労働力の確保を図ることを目的とする。

〔助成対象者〕

第2条 助成対象者は、従業員に牽引免許を取得させるため、または準中型における5t 限定、中型免許における8t 限定を解除するため、その費用を負担した会員事業者とする。

〔助成対象要件〕

第3条 助成対象要件は、次の各号について全てを満たすこととする。

- 1 従業員が、当該年度4月1日以降に自動車学校または教習所(教習所の所在は県内外を問わない)に入校し、原則2月末日までに免許を取得した者であること。
- 2 助成人数は、1事業者あたり2名までとする。
- 3 助成対象となる申請事業者は、県ト協の所定の義務を満たしていることとする。

〔助成上限額〕

第4条 1人当たりの助成上限額は次のとおりとし、助成交付額が第4条に定める予算総額に達した時点で終了するものとする。

免許種別	1人あたり助成上限額
牽引免許	40,000円
限定解除(8t. 5t)	20,000円

※ 牽引免許は、車両総重量が750kg以上の被牽引車が該当します。

〔申請受付期間〕

第5条 助成の申請受付期間は、当該年度4月1日から2月末日までとし、当該年度4月以降実施したものを、原則月ごとに、その期間中に清算を終了した分をとりまとめて翌月(7月・10月・1月・3月の都度)の20日までに、必要な書類を添えて県ト協に提出しなければならない。

〔申請書類〕

第6条 会員事業者は第6条に定める期日に次の書類を県ト協に申請する。

- 1 牽引免許取得助成事業助成金交付請求書(様式1)
- 2 取得後の運転免許証(写)
- 3 教習所(自動車学校を含む)の入校日を証明する書類(写)
(入校証・IDカード等)
- 4 教習所(自動車学校を含む)への支払いを証明する書類(写)
〔教習所発行の領収書(写)〕

※ 領収書(写)は、会社宛又は事業主宛のみ有効で従業員個人宛の領収書(写)は不可とする。

〔交付決定〕

第7条 県ト協は会員事業者から第7条の申請があったときは、速やかに審査し、当要綱に付した条件に適合すると認めるときは交付の決定を行い、牽引許取得助成金交付決定通知書(様式2)により会員事業者に通知する。

〔助成金の交付〕

第8条 県ト協は会員事業者から第7条の申請があったときは、速やかに審査し、当要綱に付した条件に適合すると認めたとき、会員事業者に対し助成金を交付する。

〔助成金の返還〕

第9条 提出された書類の内容に虚偽の事実が判明した場合は、助成金を返還しなければならない。

〔その〕

第10条 この要綱に定めのない事項が発生した場合、交通・環境対策委員会において協議し、議決するものとする。

〔附則〕

本要綱は、平成26年4月1日から適用する。

平成27年 4月 1日 一部改正

平成28年 4月 1日 一部改正

平成29年 4月 1日 一部改正

平成31年 4月 1日 一部改正

令和 3年 4月 1日 一部改正

令和 6年 5月15日 一部改正

別表： 牽引免許助成金額一覧表

免 許 種 別	1人あたり助成上限額	
	大分県トラック協会	全日本トラック協会
準中型		40,000円
8t限定解除	20,000円	
牽引	40,000円	
5t限定解除	20,000円	25,000円

※ 全日本トラック協会の助成金は、年度内において、1事業者 300,000円を限度